

岩手県告示第451号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成22年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38番地2	平成25年4月30日